

環境影響評価手続の見直し（案）に対する御意見と県の考え方について

環境部環境政策課

- 1 募集期間 令和2年7月15日（水）～8月14日（金）
- 2 募集方法 郵送、ファックス、電子メール、ながの電子申請サービス
- 3 件数 7件（5名）
- 4 御意見の概要と県の考え方

	御意見の概要	県の考え方
1	<p>評価書について、必要に応じ、環境保全上の見地から知事が意見を述べるができる手続を追加することは必要。</p> <p>その上で、住民からの意見も評価書に反映させられるよう、知事に対し住民意見を提出できるようにし、技術委員会は住民意見も参考にした上で意見をまとめてもらいたい。</p>	<p>今回の見直しにより追加する手続は、準備書についての知事意見が適正に評価書に反映されることを担保するためのものです。</p> <p>評価書は、準備書についての知事意見等を踏まえ、事業者が、準備書の内容を修正して作成するものであり、事業に対する住民意見については、準備書についての知事意見において既に配慮されているものと認識しております。</p> <p>なお、提出された評価書は公表した上で、必要に応じて知事意見を述べることとしております。</p>
2	<p>見直し（案）に賛成。</p> <p>関係市町村長の意見も重要だが、できれば住民意見手続も設けてもらいたい。</p>	
3	<p>見直し（案）に賛成。最終成果物である評価書作成の段階でも、前段階と同様に、市町村長意見、技術委員会意見、知事意見を提出し、評価書を補正できる制度に改訂することは、環境保全上非常に意義がある。</p> <p>見直し（案）の中に、住民意見提出も付け加えてもらいたい。地域住民の希望と市町村長の意見が必ずしも同じとは限らないため、環境保全上のさらなる歯止めとして住民意見提出を要望する。</p>	
4	<p>① 評価書に対する住民意見提出の場を希望する。時間的に難しいと思われるので、技術委員会で審議が行われるのであれば、技術委員会傍聴後に一般住民からも電子媒体で意見提出の機会を設けてもらいたい。そのような意見提出が難しい場合は、別の手段で、住民からも評価書に対する意見提出の場を設けてもらいたい。</p> <p>② ①が難しい場合、許認可前に住民意見提出の機会を設けてもらいたい。</p>	
5	<p>評価書の提出と同時に評価書を公表し、住民意見を募集してもらいたい。</p>	

6	<p>「事業者は知事意見を受けて…必要に応じ、評価書を補正することができる。」では、補正したくない事業者は、無視して着工する可能性もある。「…評価書を補正する必要がある。補正しない場合は、理由を公表する」としてもらいたい。</p>	<p>事業者は、知事意見が述べられた場合は、知事意見を勘案して評価書の記載事項について検討を加え、評価書を補正するか、または、補正する必要がないと判断した場合はその旨を知事に通知することとなります。</p> <p>その際、事業者は知事意見に対する見解を示すこととし、県はその見解を公表することを予定していますので、事業者が評価書を補正しない場合にも、事業者の見解が公表されます。</p>
7	<p>国の経済産業大臣意見では、評価書に対し、「確定通知」か「変更命令」を出すようになっているが、見直し（案）では「知事意見や評価書の補正」と書かれており、強制力がないように読める。なぜ「変更命令」と書けないのか。</p>	<p>発電所に係る評価書については、電気事業法において、経済産業大臣が確定通知又は変更命令を出すこととなっておりますが、これは、同法に規定されている工事計画認可の前段階としての規制監督に当たります。</p> <p>一方、環境影響評価法では、許認可権者の意見を受けて、事業者が評価書の補正を行うかどうか判断することとされており、見直し（案）では、環境影響評価法と同様に、事業者が評価書の補正を行うかどうか判断することとします。</p>